

## 特定区域の区域及び事業活動の内容（南知多町）

### 1. 特定区域の区域

#### (1) 区域（2地区設定）

<国営農地開発事業南知多地区山海団地の一部と新池・仲根団地の一部>



#### (2) 当該区域の特性及び区域設定の理由

南知多町は、知多半島の最南部に位置し、伊勢湾と三河湾に囲まれた温暖な気候のもと、農業においては半島の山々を国営農地開発事業により18年の年月を費やして大規模に造成、基盤整備された優良な畑を中心に、町内耕地面積754ha（田159ha,畑595ha）にて様々な農業が行われている。大部分は慣行農業でありながら、有機農業についても基盤整備された優良農地を中心に37haがおこなわれている。現在、南知多町の農業の課題は、慣行農業者と有機農業者が将来にわたり安心して営農が出来る農地を確保し集約化していくことであり、対策の一つとして、予め有機農業と慣行農業との農地の区分け（ゾーニング）をしていくことは非常に効果的であるが、地域農業者の理解を得ながら進める必要がある。今般、特定区域に設定する2区域（山海団地の一部と、新池・仲根団地の一部）は、既に有機農業が集約的に行われている地区であり、今後の推進が見込まれる。

山海団地（耕地面積37.3ha）は、南知多町の南西部に位置する地区であり、平成元年（国営農地開発事業山海団地の工事完成後の一次利用開始時期）より

キャベツ等の露地野菜栽培が展開され、当時から慣行農業と有機農業が行われており、現在も、中核となる有機農業者（県の研修機関登録済）や、新規就農者によって、約7haの有機農業が行われている。地域の特性として、有機農業者が離農する場合には、有機農業者へ引き継がれるなどの工夫が自然にされていることや、有機農業を学びたい研修生を受け入れることの出来る環境が整った地区である。そのため、今後も永続的に有機農業の取組が期待できる場所として、山海団地の一部を特定区域として設定する。

新池・仲根団地（全耕地面積23.6ha）は、南知多町南部の半島先端に位置する地区であり、平成4年頃より、地元農家によって洋ランを中心とした施設栽培と、露地野菜などが展開されてきたが、近年は、団地南部の露地野菜が栽培されていた農地が面的に遊休化してきていたため、町としても継続的に営農出来る担い手を探していた。そのような中、平成29年に町外からの有機農業の新規就農者が新池・仲根団地の遊休農地エリアを借り受けることとなった。現在はこの新規就農者により、新池・仲根団地全体の耕地面積23.6haのうち、2.5haで有機農業が行われており、地域の特性としても、施設園芸と露地野菜が共存できるように農地の利用調整が図られている。加えて、この新規就農者が自身の有機農産物の一次加工と個包装の出来るHACCP対応の「有機農業産地加工のパッキングセンター」を令和7年3月までに同団地内にて整備予定であり、今後も永続的に有機農業の取組が期待できる場所として、特定区域として新池・仲根団地の一部の農地4.4haの特定区域設定を行う。

南知多町は、上記2地区を先進的に有機農業が展開されている特定区域として設定することを契機に、地域一体となって、有機農業の生産技術の確立、有機農業に関心がある移住者への当該技術の普及、有機農産物の加工等の高付加価値化、学校給食や企業等と連携した有機農産物の消費促進を行うことで、農業における担い手不足、荒廃農地の拡大といった地域課題の解決を図る。

### （3）当該区域2地区の現状の有機農業の取組面積と特定区域面積

#### <国営農地開発事業南知多地区山海団地>

	田	畑	計	設定する特定区域
山海団地の農地	0 ha	37.3 ha	37.3 ha	団地の一部
うち有機農業取組	0 ha	7 ha	7 ha	13.3 ha

#### <国営農地開発事業南知多地区新池・仲根団地>

	田	畑	計	設定する特定区域
新池・仲根団地の農地	0 ha	23.6 ha	23.6 ha	団地の一部
うち有機農業取組	0 ha	2.5 ha	2.5 ha	4.4 ha

## 2. 特定環境負荷低減事業活動としても求められる事業活動の内容

### (1) 活動類型

有機農業の生産活動

### (2) 特定環境負荷低減事業活動の内容

南知多町は、地域ぐるみで持続的に有機農業を実践するため、活動の中核的組織として、有機農業者やJA、民間事業者（流通、加工）が参画する「南知多町持続可能な農業検討会」を位置づけ、検討会を定期的に開催し、南知多町の有機農業の現状や今後の事業活動の内容について継続した検討を行う特定区域内では以下の取組を推進していく。

- ・有機農業の知識や技術習得の支援並びに販路拡大に向けて有機JAS認証取得の支援をする。
- ・遊休農地に侵食している竹、漁業被害を及ぼすヒトデ、旅館や飲食店から出る蟹殻などの地域内の未利用資源を活用した農業用資材を用いた栽培技術の確立を目指す。
- ・地域計画の策定を通じた有機農業実施地区のゾーニングにより、遊休農地の解消を図りつつ有機農業の団地化を図る。
- ・生産された有機農産物の消費拡大を図るため、学校や保育所給食での活用推進や産地化に向けた県内外へのマルシェへの出店などを行い、南知多町の有機農業のブランド化に取り組む。

上記取組事項に加え、今後も検討会を中心に、地域一体となって有機農業の推進に取り組む。